

daily コラム

2020年12月1日(火)

〒140-0014 品川区大井1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

成年後見制度

成年後見制度とは

精神的な障害により判断能力が不十分な方や判断能力がない方は、預貯金や不動産などの財産の管理、遺産分割協議や契約等の法律行為をすることができません。また、判断能力が不十分な方や判断能力がない方が、悪徳商法の被害にあい契約などを締結してしまう恐れもあります。

そこで、判断能力が不十分な方や判断能力がない方を保護し支援することが必要になってきます。このような不利益を被る可能性のある方達を守る制度が成年後見制度です。

判断能力が不十分、又は判断能力がない状況にある方とは、具体的に、認知症、知的障害、精神障害などの障害により不利益を被る可能性のある方のことです。

成年後見制度の類型

① 成年後見

判断能力が欠けているのが通常の状態の方

② 保佐

判断能力が著しく不十分の方

③ 補助

判断能力が不十分の方

と分けることができます。

次に一番利用されている成年後見について見ていきます。

て見ていきます。

成年後見

申立権限のある人が家庭裁判所へ申立てをし、家庭裁判所が成年後見人となる人を選任します。

審判が確定すると、成年後見人は法定代理人として本人の財産を守ったり、必要な契約をしたりします。

具体的に成年後見人が必要となるケース

いくつかの例を挙げます。

- ・認知症の親の高額な預金をおろすとき
- ・遺産分割協議が必要なとき
- ・不動産を売却するとき
- ・施設などに入所する際に契約をするとき

e t c .

上記はあくまでも例ですので、成年後見人が不要な場合もあります。

一番よくある事例としては、親が認知症になり財産の管理ができなくなったときに利用されます。判断能力がなくなってからは現在、成年後見制度を利用するしか方法はありません。認知症になる前に専門家に相談し対策を講じておくとよいでしょう。



補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

民法

（後見開始の審判）

第7条 精神上の障害により**事理を弁識する能力を欠く常況にある者**については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

（保佐開始の審判）

第11条 精神上の障害により**事理を弁識する能力が著しく不十分である者**については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

（補助開始の審判）

第15条 精神上の障害により**事理を弁識する能力が不十分である者**については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

その他、詳細はここに書くより、法務省のHPを参考にして頂いた方が分かりやすいと思います。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a3>

Q&A方式になっております。質問の回答もある

ので非常に簡潔で分かりやすく解説されています。

また、必要であればパンフレットもダウンロードできますのでご活用下さい。